

交通事故などに該当するかの確認事務の外部委託を開始します

1 交通事故などでケガをした場合にマイナ保険証等を使用することについての届出

- (1) 組合員又は被扶養者の方が、交通事故などの第三者による加害行為で負傷し、保険医療機関等に受診する場合は、マイナ保険証等を使用することができますが、その場合は、地方公務員等共済組合法施行規程第103条の規定に基づき、**組合員が損害賠償申告書等の必要書類**を各支部に**提出**する必要があります。
- (2) 提出が遅れた等の事情があったため、支部が第三者に医療費を請求できなくなった場合などは、組合員の方に医療費を返還請求する場合がありますので、速やかに損害賠償申告書等を支部に提出してください。

2 交通事故などに該当するかの確認事務の外部委託について

上記のとおり、損害賠償申告書等の自主的な提出が必要ですが、医療機関に受診後、2か月経過しても提出がされない方やレセプトから交通事故に該当すると思われる治療を受けた方等につきましては、当共済組合の外部委託先の株式会社オークスから、次の封筒により、交通事故などに該当するかの確認調査・損害賠償申告書等の提出依頼が行われる場合がありますので、確認調査・損害賠償申告書等の提出へのご協力をお願いします。

	
親 展	【差出人】地方職員共済組合 【委託先】株式会社 オークス お問合せ先 地方職員共済組合 第三者行為相談室 TEL 0120 - 732 - 255 平日 9:00 ~ 18:00